

プラスチック製容器包装の正しい分別にご協力ください

今年3月の1か月間に、840kgの不適合品（マークのついていないもの、おもちゃや、コップ・ハンガー等）が混入していました。

○プラスチック製容器包装とは

商品を入れたもの（容器）や、包んだもの（包装）であって、商品が消費されたり分離された場合に不要になるプラスチック製のものを言います。

右の「プラマーク」が目印です。プラマークのついているものは、リサイクルによって、貴重な資源として活かされます。



○プラスチック製容器包装を出すときは

- ①マークを確認してください
プラスチック製のおもちゃやコップ等は「燃えるごみ」として出してください。
- ②中身を使い切り、異物は取り除いてください
金属やガラス等が混ざると、リサイクル工程で、機械を傷めたり、作業をする人が思わぬ怪我をする恐れもあります。
- ③サッとすすいで乾かしてください
汚れていると、リサイクルに手間どったり、保管している間に悪臭が出たり、ハエ等が発生したりして、衛生面でも問題です。

～一人ひとりがリサイクルの主役です～

■問い合わせ 市民生活課 生活環境係
☎75-6117

■問い合わせ
議会事務局



くわしい日程などは、多久市のホームページに掲載しています
<http://www.city.taku.lg.jp>

☎75-4828

ごみの焼却は法律で規制されています！

野焼きはやめましょう

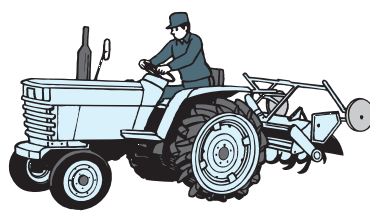
野焼きは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

例外的に認められるものもありますが、「窓が開けられない」「洗濯物にニオイがつく」など、苦情も寄せられますので、近隣に迷惑をかけることがないように配慮してください。

例外とは

- ① たい火、その他日常生活を営む上で通常行われる草や木などの焼却であって軽微な場合
- ② 農業・林業を営むためにやむを得ない場合
- ③ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な場合
- ④ 国または地方公共団体が施設管理に必要な場合
- ⑤ 震災・風水害・その他災害予防、応急対策または復旧に必要な場合

また、これからの季節に行われる「麦わらの野焼き」は例外の②にあたりますが、生産資源として、できるだけ、すき込むなど土づくりを行い、生産資源を有効に活用しましょう。



■問い合わせ

市民生活課 生活環境係

☎75-6117

多久市定例議会の

お知らせ

6月多久市議会定例会は4日(木)に開会の予定です。本会議は10時開会です。日程については議会運営委員会で決定されます。

市議会の役割は、議会の権限に基づいて、市の仕事に関する議案を審議し、仕事が正しく適切に行われているかを監視することによって、市民の意思を市政に反映させていくことにあります。

また、市議会は市民の生活をより一層豊かで潤いのあるものにしていく大きな役割も担っています。ぜひ、みなさまもこの機会に議会を傍聴されてみてはいかがでしょうか。
なお、ケーブルテレビでも一般質問当日の午後7時から録画放送を行っています。